

# 中小企業の活躍で まちを元気に

長引く不況や少子高齢化、人口減少などにより、市内経済を支えている中小企業は厳しい経営状況が続いています。

将来に渡り持続的発展が可能な市内経済を構築し、私たちの生活を向上させていくためには、中小企業に元気に活躍してもらう必要があります。

市は、平成25年7月に施行した『登別市中小企業地域経済振興基本条例』に基づき、ことし5月、市・中小企業者等・市民が地域経済の振興・発展に向けた取り組みについて協議する『登別市中小企業地域経済振興協議会』を設置し、協議を開始しました。

今号は、基本条例の目的や理念、同協議会の取り組みなどについてお知らせします。

## 地域経済の主役『中小企業』

市内には約1千800社の企業があります。そのほとんどを占めるのが中小企業で、建設業、製造業、運輸業、小売業、サービス業など、さまざまな業種の企業が存在しています。

そのため、市内企業に勤める約1万6千700人の大部分の方が中小企業

で働いていることとなります。

中小企業は、私たちの生活と密接に関わる重要な役割を担っています。生産・製造・販売などの活動を通じ、消費活動、税収、雇用の受け皿など多方面で市の経済を支えています。

## 『登別市中小企業地域経済振興基本条例』の目的

地域経済の発展に果たす中小企業

者等の重要性を踏まえて、中小企業振興の基本理念を定め、市・中小企業者等・市民の三者の役割を明らかにするとともに、地域経済に関わる全ての者が協働して、その健全な発展と中小企業の基盤の強化を促進し、市民生活の向上や地域の活性化に寄与することを目的としています。



▲道道沿いに小売業やサービス業などの店舗が立ち並ぶ若草町

## 基本条例の理念

◎基本条例の目的を達成するため、市は、地域経済振興に係る総合的ビジョンや中小企業振興策を策定し、中小企業者等は、経済的、社会的使命を自覚し、創意工夫や自主的な経営の向上に努め、市民は、中小企業の振興の必要性を理解し、中小企業者等の成長・発展に協力するよう努めるものとします。

◎市、中小企業者等、市民は、対等な立場で連携し、それぞれ適切に役割分担をする協働によって、地域経済や中小企業の振興の推進に努めるものとします。

## 基本条例のポイント

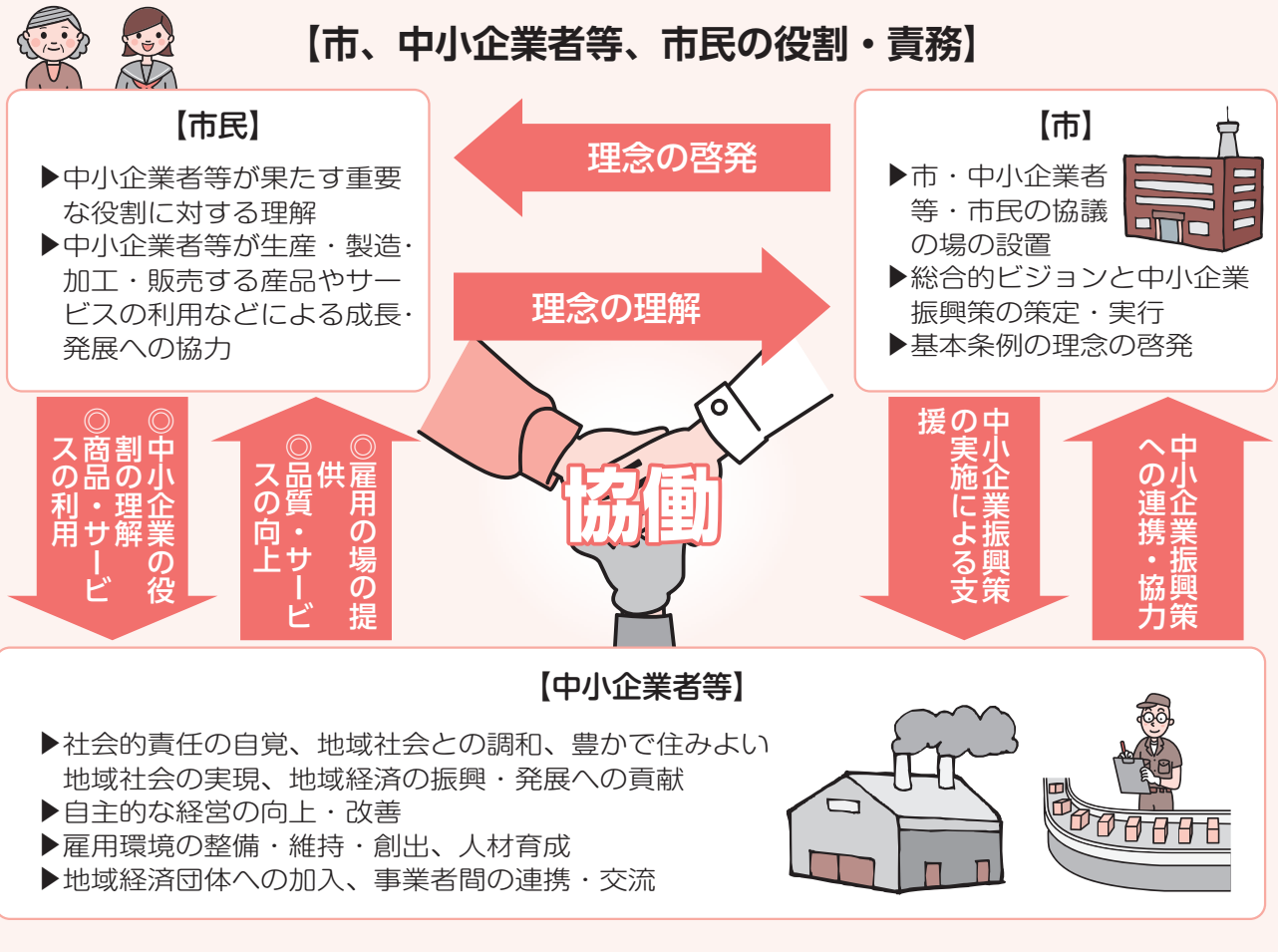
- ▶登別市が発展してきた歴史的な背景、条例制定の背景、趣旨（前文）
- ▶基本条例の目的（第1条）
- ▶中小企業振興のための基本理念（第3条）
- ▶中小企業振興のための各主体（市・中小企業者等・市民）の役割など（第4条～第6条）
- ▶中小企業地域経済振興協議会の設置とその役割（第7条）

## 中小企業とは

資本金または従業員数の基準のどちらかを満たす場合を『中小企業』といいます（中小企業基本法）。

業種	中小企業		小規模企業
	資本金または従業員数	従業員数	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

## 【市、中小企業者等、市民の役割・責務】



### 中小企業振興のための各主体の役割など

今後、中小企業が成長発展していくためには、市は支援施策を構築する責任があると同時に、中小企業自らの努力も求められます。

一方、私たち市民は、中小企業が地域経済にとって重要な存在であることを認識し、応援していくことが必要です。

中小企業の振興は、雇用の創出、サービスの提供、地域の活性化など、まちの発展や暮らしの向上につながります。そのことを市・中小企業者等・市民が認識し、それぞれが担う役割を理解し協働していくことが大切です。



### 『登別市中小企業地域経済振興協議会』の取り組み

協議会は、基本条例の目的を達成するために市が策定するビジョンや中小企業振興策の協議・研究を行い、市長へ提言する組織です。

市、中小企業者等、市民で構成さ

中小企業の振興に関する  
問い合わせは  
商工労政  
グループ  
☎05 2171  
FAX 05 8286  
Eメール: shoko@city.noboribetsu.lg.jp



▲登別市中小企業地域経済振興協議会

れた21人による協議会では、市内における各種産業（商業・工業・農業・漁業など）の現状や抱えている課題を把握し、有識者も交えながらその解決策や地域経済振興のための取り組みなどについて検討していきます。  
※協議会の会議録は、市ホームページ（<http://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/2014061100027/>）に掲載しています。